



お知らせ

11月は児童虐待防止推進月間です



虐待は、誰にでも起こりうる可能性あります。

保護者にとっては「しつけ」のつもりでも、子どもにとって有害な行為(体罰等)や発言は虐待になります。あなたの気付きと勇気ある行動が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

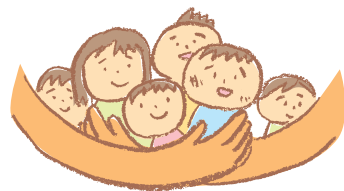
「虐待かも…」と思ったら迷わずにお電話ください。通告の際は、匿名でも構いません。妊娠・出産に悩んでいる時、子育てに悩んでいる時、親子の様子が気になる時、ひとりで悩まず相談してください。

子どもへの虐待とは…

殴る、蹴る、たたく等、体に危害を加える身体的虐待のほか、食事を与えない、着替えさせない等の育児放棄(ネグレクト)、言葉による脅し等の心理的虐待や性的なことを要求する性的虐待があります。また、家庭内のDVが子どもに与える影響も重大で、暴力の連鎖につながる可能性があります。

親と子のSOSサインに気づいたら「☎189」に連絡を子どもや保護者、家庭の様子に不自然なこと、気になることがあれば迷わずお電話ください。(匿名可・秘密厳守)

- ▷こども家庭室 ☎810-8310 (9:00～17:30) 土曜・日曜・祝日・年末年始休み
- ▷府中央子ども家庭センター ☎828-0161 (9:00～17:45) 土曜・日曜・祝日・年末年始休み
- ▷児童相談所全国共有ダイヤル ☎189(いちばやく) ※地域の児童相談所に電話がつながります。
- ☎ こども家庭室 ☎810-8310



11月は「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」啓発推進月間

府では、ヘイトスピーチをなくし、全ての人がお互いに違いを認めあい、尊重しあう共生社会づくりを目指しています。私たち一人ひとりが命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かな社会を築きましょう。

☎ 府人権擁護課人権・同和企画グループ ☎06-6210-9282

大阪被害者支援アドボカシーセンター



HP

当センターでは、事件・事故の被害にあった方への相談、付き添い等の支援を行っています。相談・支援は全て無料です(秘密厳守)。

相談受付 ☎06-6774-6365

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)10:00～16:00

全国共通ナビダイヤル ☎0570-783-554

年末年始を除く 7:30～22:00(センターが稼働中は相談電話に自動的につながります)

☎ 大阪被害者支援アドボカシーセンター ☎06-6774-6365

大字私部財産区議会議員選挙

R7.2/9任期満了となる大字私部財産区議会議員選挙を次のとおり行います。

告示日 R7.1/21(火)

場所 市役所本館3階第2委員会室(8:30～10:00) 市役所本館2階選挙管理委員会事務局(10:00～17:00)

投票日 R7.1/26(日)7:00～20:00

開票 R7.1/26(日)21:00～

立候補予定者説明会

立候補に関する説明と必要書類をお渡ししますので、立候補予定者またはその代理の方は出席をお願いします。

日時 12/2(月)14:00～

場所 市役所別館3階 中会議室

☎ 選挙管理委員会事務局 ☎892-0121

「副首都・大阪」の取り組みを紹介するSNSを開設



HP

大阪では、大阪府や府内市町村、経済界などオール大阪で、若者や女性をはじめ、誰もがワクワクしてチャレンジできる副首都・大阪をめざしています。この度、副首都・大阪PRキャラクター「にゃにわ福まる」が、副首都・大阪の実現に向けた取り組みを楽しく紹介するSNSアカウントを開設しました。詳細はHPをご覧ください。

☎ 大阪府・大阪市副首都推進局副首都企画担当 ☎06-6208-8862



大阪は、福の首都。

副首都・大阪PRキャラクター
にゃにわ福まる

大阪労働局からのお知らせ

R6.10/1に大阪府最低賃金が改定されました。使用者は労働者に対して、次の金額以上の賃金を支払う必要があります。

時間額 1,114円

▷大阪府最低賃金は、パート、アルバイト等を含む全ての労働者に適用されます。

▷特定の産業の労働者については、別に「特定最低賃金」が定められています。

☎ 大阪労働局労働基準部賃金課 ☎06-6949-6502 または最寄りの労働基準監督署

水質試験成績書の公開



HP

水道局では、「安全でおいしい水」を供給するため、定期的に水質検査を行っています。水質検査項目や検査結果などの詳細を記した「R5年度水質試験成績書」を11月から公開しています。

閲覧場所 市HP、市役所本館2階情報公開コーナー、水道局、星の里浄水場、ゆうゆうセンター

☎ 水道局浄水課 ☎893-6281

化学物質規制が大きく見直されました



HP

国内で取り扱われている化学物質の中には、危険性や有害性を持つ物質が多くあるため労働者が安全に働けるように規制があります。労働安全衛生法関係法令の改正により、R6.4/1から職場での規制が大きく見直されました。詳しくは、労働安全衛生総合研究所HPをご覧ください。

☎ 事業者のための化学物質管理無料相談窓口 ☎050-5577-4862

森林の土地の所有者届出(森林法に基づく事後届出)



HP

H24.4月以降、森林の新たな所有者となった方は、森林法に基づきその旨を土地所在地の市町村に届出が必要です。この制度は森林の整備・保全や木材利用等の政策を推進するため、府・市町村が森林の所有者を正しく把握することを目的としています。

対象 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

☎ 環境衛生課 ☎892-0121

Sマーク(標準営業約款制度)をご存じですか

Sマークは、法律で定められた消費者擁護のための制度で、マーク登録店は、Standard(安心)、Safety(安全)、Sanitation(清潔)を消費者の皆さんにお届けします。

なお、Sマークは理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食のお店が対象です。

☎ (公財)大阪府生活衛生営業指導センター ☎06-6943-5603



廃棄物の不適正処理しない!させない!許さない!

不法投棄や野積み等廃棄物の不適正処理は、未然防止・早期発見・早期解決が重要です。不適正処理の防止のため、土地の所有者・管理者は、防犯カメラ設置等土地の監視を徹底し、約束に反する廃棄物の搬入があれば早期に撤去を求めましょう。

☎ 大阪府産業廃棄物指導課監視指導グループ ☎06-6210-9572

飲食店のたばこのルールが変わります～みんなで守ろう!たばこのルール～



HP

大阪府では、府民の健康を守るため、健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例に基づき、望まない受動喫煙を生じさせない環境づくりを進めています。R7.4月に大阪府受動喫煙防止条例は全面施行され、現在、喫煙をしながら飲食が可能な飲食店のうち、客席面積30㎡超の飲食店は「原則屋内禁煙」とルールが変わります。正しいルールを理解し、みんなで望まない受動喫煙を防止しましょう。

☎ 大阪府受動喫煙防止対策相談ダイヤル ☎06-6944-8224

北河内4市リサイクル施設組合議会定例会傍聴

日時 11/14(木)14:00～(受付13:30～)

場所 北河内4市リサイクルプラザ3階 研修室

定員 20人(先着)

申込 直接会場

☎ 同組合 ☎823-2038